

平成20年

第4回市議会定例会 議案第25号

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部改正について

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年12月4日提出

函館市長 西 尾 正 範

函館市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

函館市特定公共賃貸住宅条例（平成9年函館市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「該当する者で」を「該当し、かつ、その者およびその者と現に同居し、または同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者で、」に改め、同項第1号中「（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）」を削る。

第13条に次の1項を加える。

2 市長は、入居者が同居させようとする親族が暴力団員であるときは、前項の承認をしてはならない。

第14条に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を得ようとする者または当該承認を得ようとする者と現に同居する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

第16条第1項中「第29条」を「第31条」に改める。

第26条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 入居者が第30条の規定による勧告に従わなかったとき。

第27条の2に次の1号を加える。

(4) 駐車場を使用しようとする者が暴力団員でないこと。

第30条を第32条とし、第29条を第31条とし、第28条の次に次の2条を加える。

(意見の聴取)

第29条 市長は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(1) 第7条第2項の規定により特定公共賃貸住宅の入居者を決定しようとする場合 入居の申込みをした者および当該入居の申込みをした者と現に同居し、または同居しようとする親族

(2) 第13条第1項の承認をしようとする場合 同居させようとする親族

(3) 第14条第1項の承認をしようとする場合 承認を得ようとする者および当該承認を得ようとする者と現に同居する者

(4) 第27条の3第3項の規定による決定をしようとする場合 駐車場を使用しようとする者

2 市長は、特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、特定公共賃貸住宅の入居者および同居者が暴力団員であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(勧告)

第30条 市長は、前条第2項の意見が述べられた場合において、特定公共賃貸住宅の管理のため特に必要があると認めるときは、当該意見に係る入居者に対し、特定公共賃貸住宅の明渡しその他必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

附 則

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

2 この条例の施行前にされたこの条例による改正前の函館市特定公共賃貸住宅条例第7条第1項の申込み、第13条および第14条の承認

に係る申請ならびに第27条の3第1項の申込みであって、この条例の施行の際当該申込みまたは申請に対する処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。

(提案理由)

暴力団員の特定公共賃貸住宅への入居等を制限することとするため